

特定施設の届出に対する関係市町村の長等の意見について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。）第13条第1項及び第2項の規定による関係市町村の長等の意見の概要を次のとおり公表する。

令和5年5月23日

新潟県知事 花 角 英 世

1 特定施設の名称、新設にかかる土地の所在地及び設置者

名 称 アークガレリア長岡
所在地 長岡市喜多町字鑑潟754番2 外106筆
設置者 ・アークランズ株式会社
・ほか2者

2 届出の概要及び公告日

概 要 条例第8条第1項の規定による新設の届出
公告日 令和5年2月14日

3 意見の概要

- (1) 長岡市長の意見の概要
意見なし
- (2) 新潟市長の意見の概要
意見なし
- (3) 三条市長の意見の概要
意見なし
- (4) 柏崎市長の意見の概要
意見なし
- (5) 小千谷市長の意見の概要
意見なし
- (6) 十日町市長の意見の概要
意見なし
- (7) 見附市長の意見の概要
意見なし
- (8) 燕市長の意見の概要
意見なし
- (9) 魚沼市長の意見の概要
意見なし
- (10) 弥彦村長の意見の概要
意見なし
- (11) 出雲崎町長の意見の概要
意見なし
- (12) 刈羽村長の意見の概要
意見なし
- (13) 関係市町村の住民等の意見の概要
意見書の提出はなかった。

4 縦覧場所

新潟県産業労働部地域産業振興課

（長岡市商工部産業支援課、新潟市経済部商業振興課、三条市経済部商工課、柏崎市産業振興部商業観光課、小千谷市商工振興課、十日町市産業観光部産業政策課、見附市地域経済課、燕市産業振興部商工振興課、魚沼市経済産業部商工課、弥彦村観光商工課、出雲崎町産業観光課及び刈羽村産業政策課でも閲覧可能）

5 縦覧期間

令和5年5月23日から令和5年6月23日まで